

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		学齢簿	
市の機関の名称		教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		教育部学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的		市内の学齢児童生徒を把握するため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		児童生徒氏名・性別・住所・生年月日・保護者名・続柄・就学先	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		市内在住で学齢に達した児童生徒	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		住民基本台帳・外国人登録	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		なし	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	教育部学校教育課	
	所在地	蔵市中央 5－1 4－1 5	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令		
	内容		
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ あり ☒ なし	
（備考）			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		就学援助申請・受給者
市の機関の名称		教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		教育部学校教育課
個人情報ファイルの利用目的		就学援助支給に関する事務執行のため
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		学校名・学年学級名・児童生徒氏名・住所・電話番号・保護者氏名・個人番号・世帯番号・認定結果・認定日・支給額
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		市内小中学校在籍の準要保護児童・生徒
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		保護者から直接収集。
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	教育部学校教育課
	所在地	蔵市中央 5－1 4－1 5
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし
（備考）		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		災害共済給付制度
市の機関の名称		教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		教育部学校教育課
個人情報ファイルの利用目的		災害共済給付金を請求・支払いのため
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		学年・性別・被災児童生徒名・災害発生年月日・初回・継続別（月別）・傷病名・給付金請求額（医療費・食事療養費その他）・転帰・支払額又は決定内容・報告書番号
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		学校管理下で起きた傷病等の災害共済給付金請求・支払う児童生徒
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		小中学校から災害報告書、医療機関等から医療等の状況、スポーツ振興センターからの決定された医療費等支払額により収集
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		小学校 7 校 中学校 3 校
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	教育部学校教育課・学校保健係
	所在地	蔵市中央 5－1 4－1 5
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（第 1 6 条）
	内容	学校設置者と日本スポーツ振興センターとの間に、災害共済給付契約を締結する。
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし
（備考）		

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		校務支援システム	
市の機関の名称		教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		蔵市立東小学校・西小学校・南小学校・北小学校・中央小学校・中央東小学校・塚越小学校 蔵市立第一中学校・第二中学校・東中学校 蔵市教育委員会	
個人情報ファイルの利用目的		校務全般	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		校務に係る児童生徒情報	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		市内小中学校に在籍する児童生徒	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		氏名・住所等は入学時に各学校が保護者から収集し、それ以外のものは、各学校の教育活動により収集	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先			
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	①東小学校 ②西小学校 ③南小学校 ④北小学校 ⑤中央小学校 ⑥中央東小学校 ⑦塚越小学校 ⑧第一中学校 ⑨第二中学校 ⑩東中学校 ⑪教育委員会	
	所在地	①蔵市塚越3-10-36 ②蔵市錦町5-11-30 ③蔵市南町1-36-6 ④蔵市北町2-11-6 ⑤蔵市中央6-8-25 ⑥蔵市中央7-18-7 ⑦蔵市塚越5-7-20 ⑧蔵市南町3-1-29 ⑨蔵市錦町3-9-38 ⑩蔵市塚越6-7-34 ⑪蔵市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令		
	内容		
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし	

(備考)

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	卒業生台帳		
市の機関の名称	教育委員会		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	蔵市立東小学校・西小学校・南小学校・北小学校・中央小学校・中央東小学校・塚越小学校 蔵市立第一中学校・第二中学校・東中学校		
個人情報ファイルの利用目的	卒業生を把握するため		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	卒業番号・卒業氏名・住所・生年月日・保護者名・証書授与年月日・学校長名・担任名		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	市内小中学校を卒業した児童生徒		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	各学校長の卒業認定により収集		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含まない		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	なし		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	教育委員会	
	所在地	蔵市中央 5－1 4－1 5	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の 手続	根拠法令		
	内容		
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル		
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	☒ あり ☐ なし		
（備考）			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育てのための施設等利用給付認定		
市の機関の名称	教育委員会		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部学校教育課		
個人情報ファイルの利用目的	私立幼稚園の保育料、預かり保育、副食費に関する事務執行のため		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	幼稚園名、園児氏名、住所、生年月日、保護者氏名、認定結果、認定日、支給額、支払口座情報		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	私立幼稚園に在園する施設等利用給付認定を受けた園児（満3歳～5歳児）		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	保護者からの直接収集		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	該当園児が通っている私立幼稚園		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	教育部学校教育課	
	所在地	蔵市中央5－14－15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令		
	内容		
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル		
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	☒ 有り ☐ 無し		
（備考）			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		学習システム	
市の機関の名称		教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		蕨市立東小学校・西小学校・南小学校・北小学校・ 中央小学校・中央東小学校・塚越小学校 蕨市立第一中学校・第二中学校・東中学校 蕨市教育委員会	
個人情報ファイルの利用目的		児童生徒の学習のため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		児童生徒氏名、児童生徒ID、スタディ・ログ	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		市内小中学校に在籍する児童生徒	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		システム利用により収集	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先			
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	①東小学校 ②西小学校 ③南小学校 ④北小学校 ⑤中央小学校 ⑥中央東小学校 ⑦塚越小学校 ⑧ 第一中学校 ⑨第二中学校 ⑩東中学校 ⑪教育委 員会	
	所在地	①蕨市塚越3-10-36 ②蕨市錦町5-11- 30 ③蕨市南町1-36-6 ④蕨市北町2-1 1-6 ⑤蕨市中央6-8-25 ⑥蕨市中央7- 18-7 ⑦蕨市塚越5-7-20 ⑧蕨市南町3 -1-29 ⑨蕨市錦町3-9-38 ⑩蕨市塚越 6-7-34 ⑪蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令		
	内 容		
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	

様式第 1 号（第 3 条関係）

電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	☐ 有り ☐ 無し
(備考)	